

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、びわこ成蹊スポーツ大学同窓会と称し、事務局を（〒520-0503）滋賀県大津市北比良1204番地びわこ成蹊スポーツ大学事務部内に置くものとする。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の福祉と親睦を図り、あわせて学園並びに母校の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、大阪成蹊学園蹊友会の目的及び事業に寄与する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成・管理
- (2) 機関紙の発行
- (3) その他本会の目的を達成するための事業

第2章 会員及び会費

(会員資格)

第4条 本会の会員は、次の二種とする。

- (1) 正会員 びわこ成蹊スポーツ大学の卒業生
- (2) 特別会員 びわこ成蹊スポーツ大学の教職員

(会費)

第5条 正会員は、終身会費 26,000 円とする。

- 2 正会員は、全て「大阪成蹊学園蹊友会」に加入し、終身会費を6,000円とする。
- 3 特別会員の会費は、免除する。

(会費の納入時期)

第6条 終身会費として卒業年次に26,000円を一括納入しなければならない。

- 2 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第3章 役員

第7条 本会は、幹事10名及び顧問若干名を置き、次に掲げる役員を定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 会計 1～2名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 書記 若干名

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事・役員選出方法)

第9条 幹事は、正会員の中から選出し、会長・副会長・会計及び会計監査は、幹事の互選による。

2 書記は、当分の間、びわこ成蹊スポーツ大学職員がこれにあたる

3 顧問は、役員会の決議によりこれを総会に推薦する。

(役員任務)

第10条 役員任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表して会務を統括し、総会及び役員会を招集する

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代理する

(3) 会計は、予算案の編成、会計決算報告書の作成及び金銭の出納を行う

(4) 会計監査は、本会の会計を監査する

(5) 書記は、本会会議の招集・記録、連絡等を行う

(6) 顧問は、役員会、総会の協議に参加し、発言することができる。

(幹事会)

第11条 本会に幹事会を置く。

2 幹事会は、書記を除く役員を選出を行う。

(役員会)

第12条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、第7条に掲げる役員をもって構成する。

3 幹事及び顧問は、必要に応じ役員会に出席することができる。

4 役員会の議長は、会長がこれを務める。

(役員会召集及び付議事項)

第13条 役員会は、会長がこれを招集する。ただし、役員3分の2以上の要求があるときは、役員会を招集しなければならない。

2 役員会の付議事項は、次のとおりとする

(1) 事業計画案に関する事項

(2) 事業計画実施に関する事項

(3) 予算案の編成、執行、決算書に関する事項

(4) その他本会運営にかかわる事項

(役員会定足数及び決議)

第14条 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。

2 役員会は、出席役員過半数をもって決定する。

第4章 総会

(総会)

第15条 本会に総会を置き、会員をもって構成する。

2 総会は、通常年1回開催し、必要あるときは臨時に開催することができる。

(総会の審議及び決議事項)

第16条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 会計決算に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 幹事・顧問の選出に関する事項
- (6) 規程の制定及び改正に関する事項
- (7) その他本会の目的達成に必要と認められる事項

(総会の決議)

第17条 総会は、出席者の過半数をもって決議を行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 議長は、会長があたるものとする。

第5章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 制定

(細則)

第20条 この会則の施行に際して必要なときは、細則を定めることができる。

附則

この会則は、2007年4月1日から施行する